

上越地域合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）に置く専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、上越地域合併協議会幹事会規程第3条第1項の規定により置かれる幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第3条第1項各号に掲げる事項について専門的に協議し、及び調整するものとする。

(設置)

第3条 設置する専門部会は、別表のとおりとし、その担任する事項は、協議会の会長（以下「会長」という。）が定める。

(組織)

第4条 専門部会は、専門部会員をもって組織する。

2 前項の専門部会員は、規約第1条に規定する構成市町村の課長のうち専門部会に係る事務を所掌する者をもって充てる。

(専門部会長及び副専門部会長)

第5条 専門部会に専門部会長及び副専門部会長1人を置く。

2 専門部会長及び副専門部会長は、専門部会員の互選により定める。

3 専門部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

4 副専門部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長に事故があるとき又は専門部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、専門部会長が招集し、専門部会長が議長となる。

2 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(関係者の出席等)

第7条 専門部会長は、協議又は調整に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第8条 専門部会に必要に応じて分科会を置くことができる。

(報告)

第9条 専門部会長は、専門部会の協議及び調整の経過及び結果について随時幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 専門部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年8月20日から施行する。

別表(第3条関係)

| | | | | |
|-------------|-----------|----------|-----------|----------|
| 議会専門部会 | 総務専門部会 | 広報公聴専門部会 | 組織・人事専門部会 | 財政専門部会 |
| 税務専門部会 | 企画専門部会 | 電算専門部会 | 都市計画専門部会 | 建設専門部会 |
| 下水道専門部会 | 商工観光専門部会 | 農林水産専門部会 | 環境専門部会 | 福祉専門部会 |
| 保健専門部会 | 保険・年金専門部会 | 窓口専門部会 | 学校教育専門部会 | 社会教育専門部会 |
| 文化・教育施設専門部会 | ガス水道専門部会 | | | |